

2019 年度 所定疾患施設療養費の算定状況

2012 年 4 月の介護報酬改定により、介護保険施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾患を発症した場合における施設内での対応について、下記の条件を満たした場合において評価されることとなりました。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者様の健康や安心に繋げていきたいと考えておりますので、毎年ホームページにて前年度の治療実施状況を報告いたします。

●条 件

- ①対象となる入所者の状態は次のとおりであること
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限り）
 - ②入所者に対し、投薬・検査・注射・処置等を行った場合に算定
 - ③同一の入所者について 1 月に 1 回、連続する 7 日を限度として算定
 - ④緊急時施設療養費を算定した日は算定不可
 - ⑤診断名、診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載
 - ⑥請求に際し、診断・行った検査・治療内容等を記載
 - ⑦当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
- 公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告

●2019 年度 算定状況

	件 数	治療内容等
肺 炎	23	診察・胸部レントゲン撮影・血液検査・抗菌剤または抗生物質（投薬） 抗生物質（点滴）・必要時酸素投与
尿路感染症	13	診察・尿検査・抗菌剤または抗生物質（投与）
带状疱疹	0	抗ウイルス剤（点滴注射）